富山県内の企業の皆様へ

令和8年度
「ストレスチェック義務化に係る改正労働安全衛生法説明会」の開催について

労働安全衛生法の改正（公布日（令和7年5月14日））により、労働者数50人未満の事業者についても、令和10年4月1日から、ストレスチェックの実施が義務化されることとなりました。

富山労働局では、今後の円滑な法施行に向けて改正法に関する内容のほか、ストレスチェック実施に関する導入支援についてご案内するため、下記のとおりオンライン説明会を開催します。

本説明会につきましては、オンライン説明会のほか、参加が困難な方々のためにオンデマンド配信も実施致しますので、ぜひご参加ください。

日程

1. オンライン説明会

※ Microsoft Teamsを利用したオンライン説明会です。
（1）日 時　令和9年1月14日（木） 14時～15時10分
（2）定 員　100名（先着順）
※通信の安定性等を考慮し、定員を設けております。



2. オンデマンド配信

※ 配信期間中、参加者の都合がつくときに何度でも視聴できます。
※ ZOOMで録画したものを期間限定で閲覧していただきます。
（1）配信日時　令和9年1月28日（木）～2月28日（日）
（2）定 員　なし



説明内容

（1） ストレスチェック義務化について（小規模事業場向けマニュアルの解説）
（2） 富山さんぽセンターが実施するストレスチェック制度導入支援について



対象

富山県内の企業

申込方法

申込の詳細は富山労働局ＨＰをご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/26stresscheck.html



説明会に関するお問い合わせはこちらまで。
富山労働局 労働基準部 健康安全課（電話：076-432-2731）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

富山労働局